

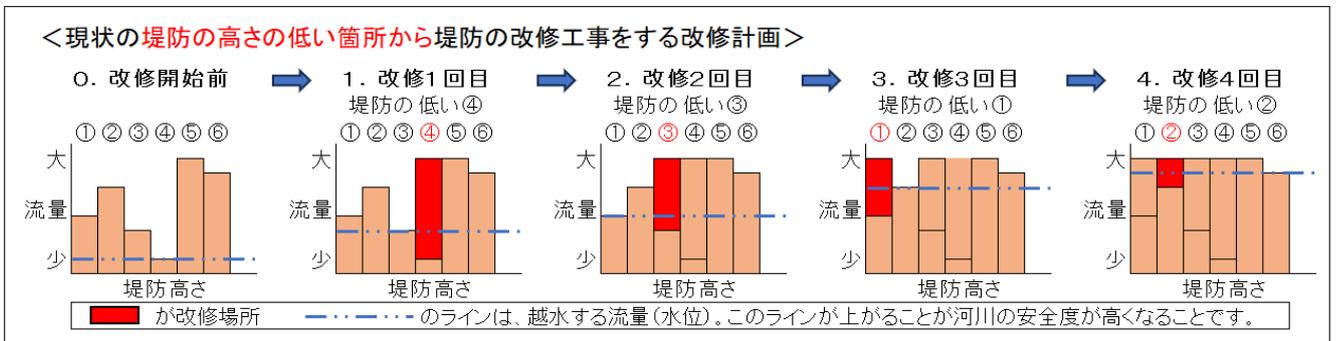
### <3 水害は防げる>

#### 3-1 鬼怒川水害における行政の問題

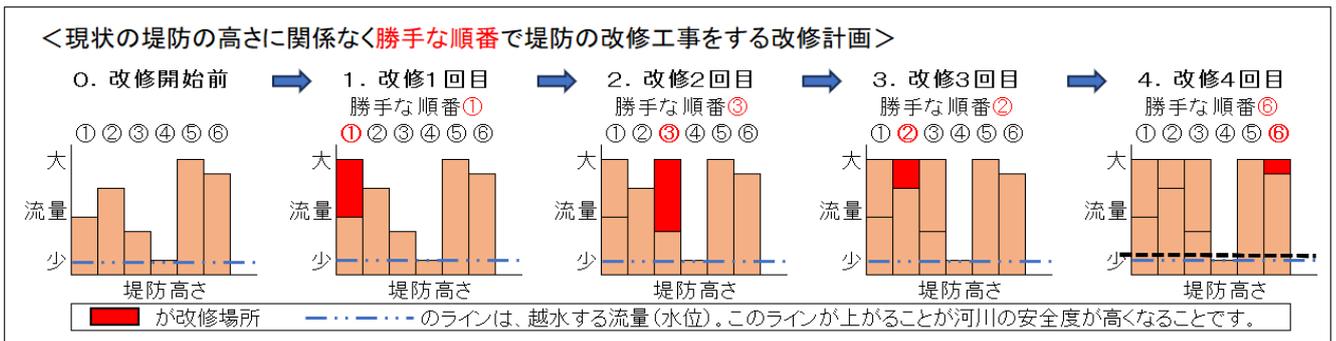
##### 3-1-3 魔法の言葉『●●川は改修中の河川で、単なる改修遅れ』をやめさせましょう

『●●川は改修計画に基づき改修中の河川で、(水害発生箇所は)単なる改修工事遅れです。』と国交省が主張すると、裁判所は『国に責任は無い』と判決を言い渡す。こんなこと信じられますか？それが大東水害訴訟最高裁判例の効力です。国交省の好き勝手な改修計画が合理的なものになります。改修計画とは、河川の改修工事を実施するごとに、河川の安全性が上がることはないのでしょうか。

下図を見てください。0. 改修開始前が現状です。青の点鎖線 — · · — が堤防の安全度(越水しない流量)です。まずは、堤防の一番低い④の改修を実施したのが 1. 改修1回目 です。堤防の安全度はあがってます。堤防の低い箇所から順番に改修をしていけば、改修の度に安全度はあがって行きます。4. 改修4回目が終わった時点で、豪雨が発生し未改修の⑥の箇所から越水し水害が発生した場合、『未改修を持って国に責任は無い』は理解が出来ます。限られた予算、土地の取得、多くの工事箇所がある中で、水害の危険な場所から順番に工事をして、次はの時に不幸にも発生した洪水なので。

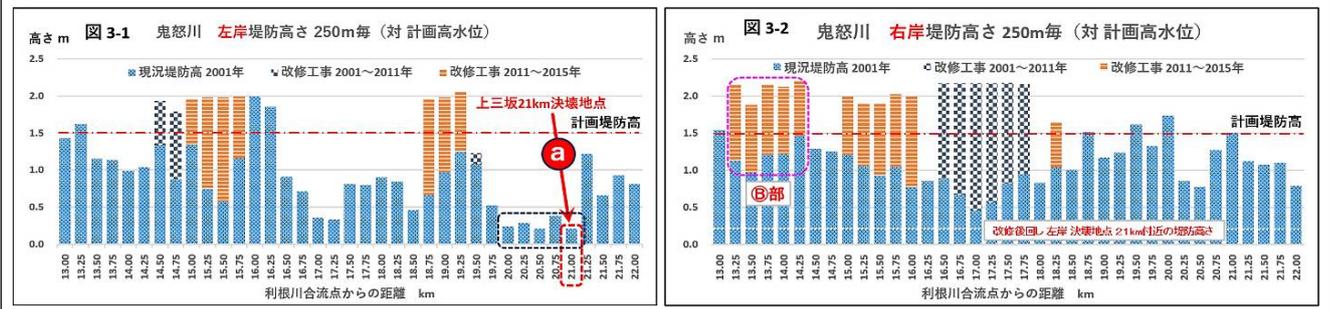


上図は堤防の低い場所からでしたが、下図は堤防の高さに関係なく勝手な順番での改修計画です。鬼怒川の改修計画はまさにこの計画(改修の順番)です。1. 改修1回目が終わっても、河川の安全度は上がってません。4. 改修4回目が終わっても、河川の安全度は全く上がってません。この状況で『未改修を持って国に責任が無い』と④の箇所から、黒色の点線の流量の豪雨で越水し洪水になっても【国に責任は無い】を認められますか？『国に責任は無い』の判決を受け入れられますか？



↑ ↓ 全く同じでしょ

#### 鬼怒川の改修計画(堤防改修の順番)



今回の鬼怒川大水害訴訟において国交省は『鬼怒川は改修計画に基づいて改修中の河川で、上三坂地区の堤防工事は計画していたが工事が間に合わなかっただけです。よって水害発生は単なる改修遅れで、国に責任は無い』と繰り返し主張しています。すると裁判所の判決は【国に責任は無い】になります。

大東水害訴訟最高裁判決以降、水害訴訟は冬の時代。おとがめ無しの行政はやりたい放題。『未改修の箇所から水害が発生しても、未改修だからと言って国に責任は無い』と最高裁判例は示しています。国交省がどんな順番でどこをいつ改修工事していても、『●●川は改修計画に基づいて改修中の河川で、単なる改修遅れ』の言葉を主張すれば、裁判は【国に責任は無い】になってしまいます。

**何をしてもおとがめ無し。に【あぐらを組む】国交省。魔法の言葉を国民の力でやめさせましょう。**

**みなさん、国政の問題に声を上げてください。情報を拡散してください。**